

事務連絡

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

各 { 都道府県 } 再犯防止等施策担当部 殿  
{ 政令市 } 福祉担当部 殿  
{ 中核市 } 生活困窮者自立支援制度主管部局 殿  
障害保健福祉主管課 殿  
高齢福祉主管部局 殿  
児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局 殿  
住宅担当部 殿

法務省矯正局更生支援管理官

保護局更生保護振興課

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

総務課

保護課

障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

精神・障害保健課

老健局高齢者支援課

子ども・家庭局家庭福祉課

国土交通省住宅局住宅総合整備課

安心居住推進課

住まい支援の連携強化の推進に向けて(依頼)

平素より、福祉施策、住宅施策及び再犯防止施策の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤です。また、高齢者、低所得者、障害者、子供を養育している者、刑務所出所者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。以下同じ。）及び外国人並びにコロナ禍で生活に困窮した方など、生活や住宅に配慮を要する方々が安心して暮らすことのできる住生活を実現することは、極めて重要な政策課題であり、それぞれの分野の課題解決に必要な専門的知識を持った福祉分野、住宅分野及び

再犯防止分野の関係者の連携がより一層求められているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係局においては、令和2年8月3日に第1回「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」（以下、「協議会」という。）を開催し、生活や住宅に配慮を要する方々への住まい支援について、各関係団体も含めた情報共有や協議がなされたところです。

各都道府県、政令市及び中核市におかれては、生活や住宅に配慮を要する方々への住まい支援における福祉部局、住宅部局及び再犯防止関係部局の連携を確保した上で、下記の取組みを強化いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内の市町村（政令市及び中核市を除く。）に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 福祉部局・住宅部局の連携による総合的な相談体制の構築について

住まいに関する複合的な悩みを抱えている方々の相談体制は、住宅や生活、就労など内容ごとに相談先が分かれているという問題があります。このため、地方公共団体において居住支援協議会を設立して福祉部局・住宅部局が連携していくことに限らず、住まいに関する相談を福祉に関する相談と合わせてワンストップで受けられることができる総合相談窓口等の体制づくりも重要と考えられるところです。

国土交通省において、令和3年度から生活や住宅に配慮を要する方々が抱える様々な課題に対して適確に対応するため、福祉と住宅のそれぞれの現場を知る担当者が連携し、ワンストップで相談を受け、諸手続まで対応可能な相談窓口を設置する等のモデル的な体制を整備した場合の支援に係る経費を令和3年度当初予算案に計上しています。当該補助金を活用した体制構築についてもご検討いただきますようお願いいたします。（別添1）

### 2. 公営住宅の空室情報等の提供・共有について

住まいに困窮する方への支援に当たっては、公営住宅等の空室提供が重要ですが、一方で、空室提供に関する情報が住まいに困窮する方に伝わっていないとの指摘も聞かれるところです。

つきましては、貴団体のウェブサイトの情報提供するとともに、

- ・現在空室（募集中）か否かを含めリアルタイム性の向上
- ・トップページへのバナー掲示などアクセシビリティの向上
- ・所在地・家賃など物件情報の充実

・都道府県ウェブサイトでの管内市町村の取組みやリンクの掲示など、情報提供の方法を充実していただくようお願いいたします。

また、「生活困窮者向け相談窓口に対する住宅関連情報の提供について」（令和2年6月2日付事務連絡）で依頼したとおり、引き続き、住宅相談窓口等の情報について住宅部局と福祉・労働部局で共有していただき、公営住宅等の空室情報等の情報が、住まいに困窮する方に適切に情報提供されるよう、お願いいたします。

### 3. 住生活基本計画及び賃貸住宅供給促進計画の見直し等について

国土交通省においては、現在、住生活基本計画（全国計画）の見直しを行っており、本年度内の変更を予定しています。都道府県におかれましては、住生活基本計画（都道府県計画）の見直しに当たって、福祉部局、住宅部局及び再犯防止関係部局の連携による住まい支援の促進について計画に位置づけていただくとともに、これらの措置を積極的に講じていただくようお願いいたします。また、管内の市町村に対し、住生活基本計画（市町村計画）の策定を促進していただくとともに、計画の見直し又は策定にあたっては、同旨を位置づけ、これらの措置を積極的に講じていただくよう、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

加えて、地方公共団体が定めることができる賃貸住宅供給促進計画（都道府県計画・市町村計画）の見直し又は策定に当たっては、福祉部局等の意見も踏まえるとともに、賃貸住宅事業者、居住支援を行っている者等の協力・連携を求める必要があることから、住宅部局におかれましては、そのような協力・連携を積極的に求めることが重要であることにご留意の上、取組みを進めていただきますようよろしくお願いいたします。

### 4. 生活困窮者自立支援制度等における居住支援の強化について

令和3年度政府予算案において、離職等により生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金の確実な給付等に加え、引き続き、ネットカフェ等で寝泊まりする不安定居住者に対する巡回相談支援加算の見直しによるアウトリーチ支援の強化を図るための財政支援を行っておりますので、当該補助金の活用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

また、生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、居住支援法人等と連携し、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援について、令和2年度第2次補正予算に引き続き、令和3年度政府予算案においても所要額を計上しておりますので、積極的な活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加や、居住支援協

議会への福祉部局の参加、両会議の一体的開催など、複雑かつ多様な課題を抱える方に対し効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体との連携をお願いいたします。（別添 2，3）

#### 5. 障害保健福祉施策における自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と居住支援協議会や居住支援法人との連携強化について

障害保健福祉施策においては、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において暮らしていくことのできる地域社会の実現を目指しています。

障害者の地域生活への移行及び地域定着を推進するため、障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を支援する「地域移行支援」や、居宅において単身で生活する障害者等の地域生活を支援する「自立生活援助」、「地域定着支援」を実施しているところですが、障害者の住まいの確保や居宅における安定的な地域生活の支援に当たって、これらのサービスを行う自立生活援助事業者や地域相談支援事業者が、住宅施策における居住支援協議会や居住支援法人と連携して取り組むことが効果的です。

また、自立生活援助や地域相談支援を実施するNPO法人や社会福祉法人等が、居住支援法人の指定を受けて居住支援を行うなど、これらの制度を一体的に活用して支援することも可能です。

都道府県、政令市、中核市（以下「都道府県等」という。）におかれては、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と居住支援協議会や居住支援法人との連携強化が図られるよう、居住支援協議会を通じた住宅施策と福祉施策との連携促進や、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者への居住支援協議会や居住支援法人制度の周知や連携の働きかけなど、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内市町村に対して自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と居住支援協議会や居住支援法人との連携強化に向けた働きかけや助言等をお願いいたします。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援について、居住支援協議会や居住支援法人との連携について報酬上の評価を行うことを検討中であることを申し添えます。（別添 4）

（参考）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和2年12月11日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）（抜粋）

#### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

##### ⑥ 居住支援協議会や居住支援法人と福祉の連携の促進（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援）

○ 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が居住支援協議会や居住支援法人との

連携体制を構築し、概ね月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有等を行うことを評価する。

- 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者において、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等関係者による協議の場に対し、居住先の確保及び居住支援に係る課題を文書等により報告することを評価する。

## 6. 高齢者の居住と生活の一体的な支援について

高齢者の居住と生活の一体的な支援の取組みを促進するため、高齢者の住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用については、地域支援事業交付金により支援できるようにするとともに、保険者機能強化推進交付金においてこのような取組みを評価する指標を設けています。

また、令和3年度政府予算案において、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」として、このような取組みの実施に至る前の検討段階において、有識者を派遣するなどにより、実施にあたっての助言や関係者との調整等を行うことで、地方公共団体の事業実施に結びつけていくことを目的とした事業を盛り込んでいるところです。

都道府県等におかれては、福祉部局、住宅部局等関係部局との連携を図りながら、積極的にこのような取組みを推進していただきますようお願いいたします。（別添5）

## 7. 社会的養護を必要とする児童等やひとり親家庭等の自立に向けた支援について

児童養護施設退所者等、引き続き社会的養護を必要とする児童等や、ひとり親家庭等について、居住支援等も実施しながら、その自立を促進し、児童の福祉を増進することが重要です。

このため、居住支援も含め、里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けており、18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された児童が、将来の自立に向けて引き続き支援を必要とする場合、里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する社会的養護自立支援事業や、施設等を退所する児童が、就職やアパート等を賃借する際に施設長等の身元保証人を確保するために身元保証人確保対策事業を実施しています。

また、ひとり親家庭等に対し、住宅の建設等に必要な住宅資金や、住宅を移転するための住宅の貸借に必要な転宅資金等を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しているほか、令和3年度政府予算案において、低所得のひとり親家庭等に対し、住居の借り上げに必要となる資金（上限4万円×12月）を貸し付ける「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」を創設することとしています。

都道府県等におかれては、これらの補助事業等の活用について御検討いただき、住宅部局等の関係部局とも連携を図りながら、不動産事業者との連携や、既存の賃貸住宅の活用等、必要な支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。(別添6)

## 8. 刑務所出所者等に対する居住支援の促進について

住宅確保要配慮者の一つである刑務所出所者等の中には高齢、障害又は貧困等の要因によって適切な居住地が確保できず、再犯に至ってしまう者が一定数います。これを踏まえて、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)に基づき定められた「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)では、刑務所出所者等の住居の確保に関する施策の方向性が示されているほか、「再犯防止推進計画加速化プラン」(令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定)では、居住支援法人と連携した満期釈放者の受け皿の確保等が具体的取組みとして示されています。

安全・安心な地域社会の確立のためには、刑務所出所者等に対する居住支援が特段重要であることから、居住支援協議会における保護観察所等の関係者の参画等を促し、刑務所出所者等の支援が可能と考えられる居住支援法人の情報の提供や地方ブロックにおける地方自治体の住宅担当部局等の関係者の会議等の場で説明の機会を設けるなど、保護観察所及び矯正施設と居住支援法人が連携した刑務所出所者等への支援の促進に必要な配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。加えて、今後、地方再犯防止計画を策定するに当たっては、これらを盛り込むこともご検討願います。

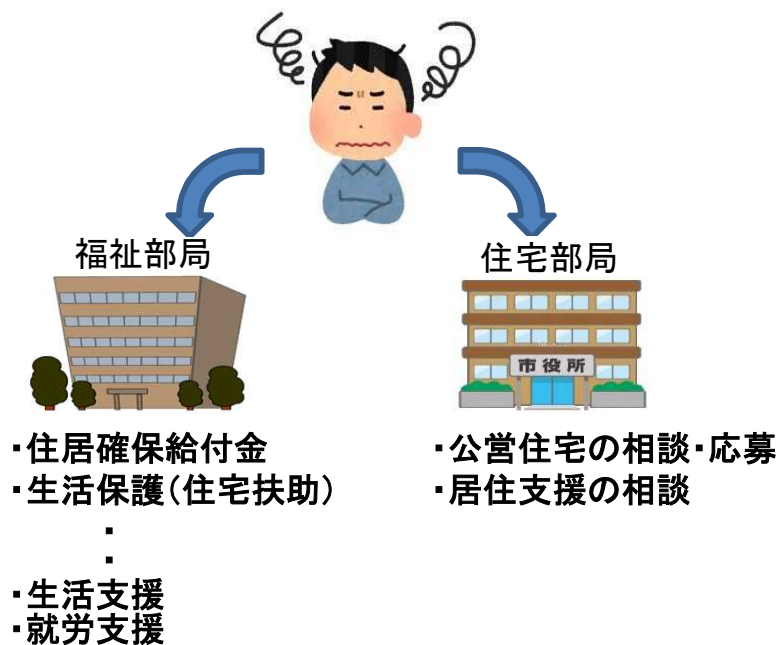
## 9. 関係団体との連携強化について

1. から8. までの取組みに当たっては、住宅確保要配慮者等の支援に関わる団体の理解と協力が欠かせないことから、協議会構成団体の傘下団体・地方組織等の関係団体との意見交換を行うなど支援ニーズの把握に努めるほか、市区町村居住支援協議会の設置及び同居住支援協議会と関係団体の連携の強化がより促進されるよう、関係団体の取組みへの積極的な参画について配意願います。

●自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉関係の相談と合わせてワンストップで受け取ることができる総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に取り組む地方公共団体に対して新たに支援

## 現在の相談体制

住まいや生活、就労など内容ごとに相談先はバラバラ...



## 地方公共団体における総合的な相談対応(例)

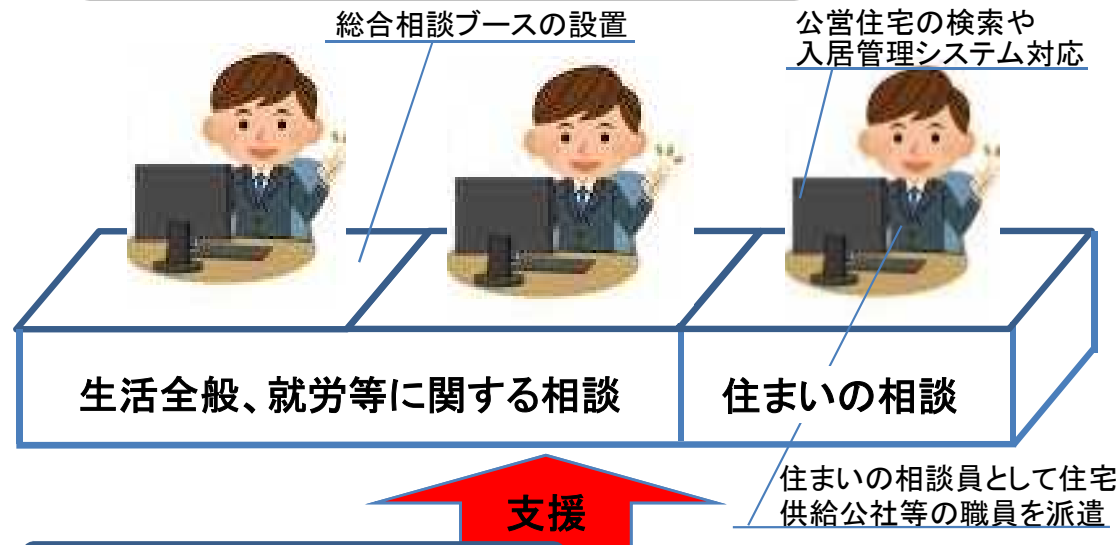
- ・住居の確保に関する支援
- ・緊急的な生活に対する支援
- ・就労に向けた支援
- ・家計改善に向けた支援
- ・子どもの学習や生活に関する支援

## 総合相談窓口設置後の体制

福祉・住宅の総合相談窓口設置により複合的な相談内容にもワンストップで対応が可能

### 【設置イメージ】

## 福祉と住まいの総合相談窓口



## 国土交通省の支援内容(案)

- ・総合相談ブース設置費
- ・人材派遣にかかる人件費、PCリース費
- ・相談員マニュアルの作成費
- ・相談員の研修費
- ・居住に関する調査研究費 等

## 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者  
 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

等

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、  
2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

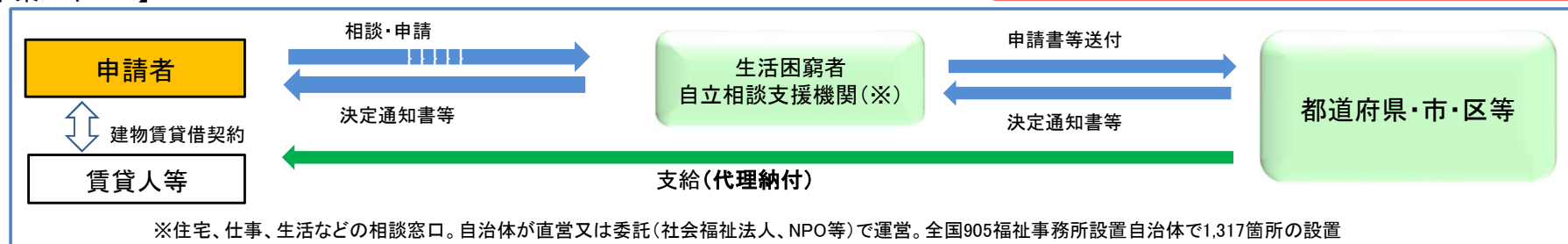
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】





## 生活困窮者等の住まい対策の推進

### 事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

### 事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

#### 【支援内容(例)】

##### ①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

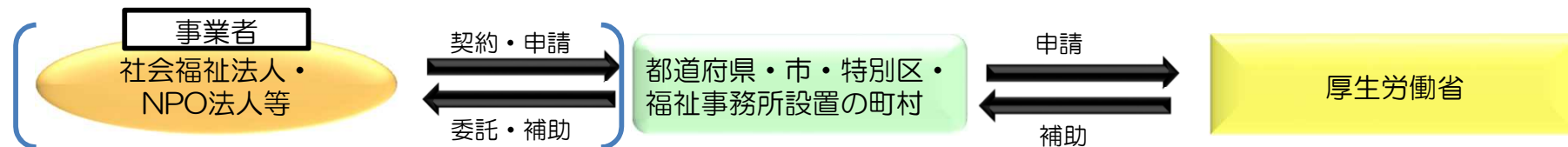
##### ②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

#### 【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

### 補助スキーム等



(1)実施主体:都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能)

(2)補助率:国3/4、自治体1/4

# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

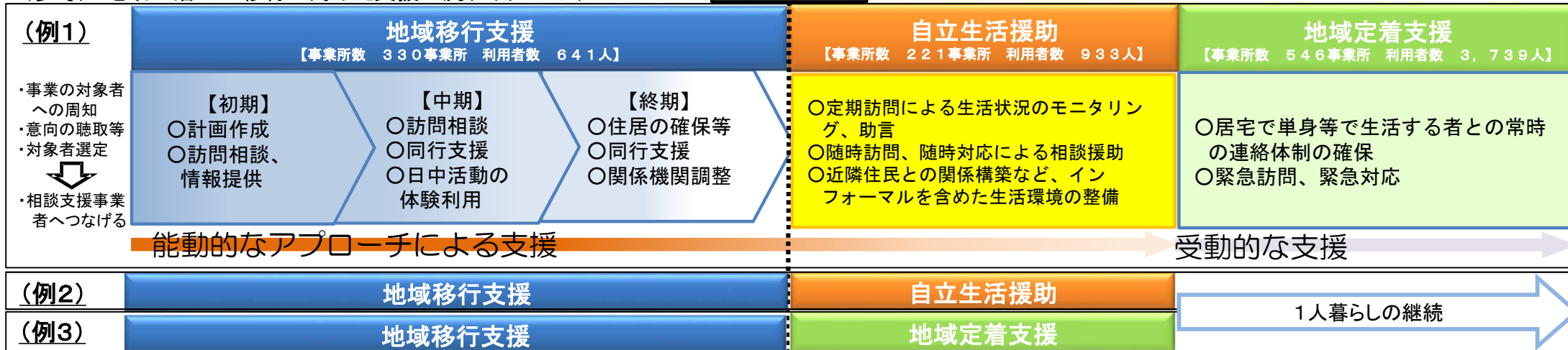
## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和2年8月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

## 1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

## 2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

### ① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

### ② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知  
（本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

### ③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

支援

支援

### <自治体における検討の流れ>

#### ○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況 等

#### ○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

#### ○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り 等

## 3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

## 目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

## 対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

## 貸 付 額 等

貸 付 額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

## 償還免除・猶予

償還免除：死亡又は障害により償還することができなくなったとき（全部又は一部）

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過（全部又は一部）

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

## 実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担